

こくし
国司の長官藤原元命ふじわらのもとながの圧政あつせいに対する

農民の訴え

おわり
尾張国の郡司・百姓等ぐんじ ひやくしやうらが申しあげます、太政官だいじやうかんの裁断
をお願いします事

裁断いただくことをお願いします、当国の守かみである藤原
元命が、三年間に責めとつた不当な官物かんもつ（租調庸そちやうようや雑
物もつ）ならびに乱暴・不法の三十一力条たんがんの嘆願書

一、……定められた量の正税稻しやうぜいの出挙すいこのほかに、三力年
の間に徴収した追加分の正税稻の出挙が四十三万千二
百四十八束、利息が十二万九千三百七十四束四把わ一分
である事……

一、……守の元命が、国司としての務めを行わないため、
郡司百姓の嘆願が（朝廷に）伝わらない事……

えい えん
永延二（九八八）年十一月八日

郡司・百姓等